



BUREAU
VERITAS

Bureau Veritas Services

DOSH(マレーシア向け圧力容器の検査)

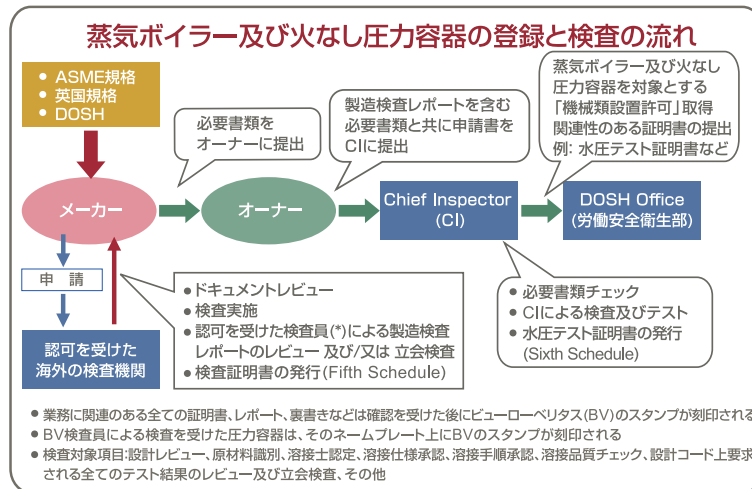
(Department of Occupational Safety and Health In Ministry of Manpower, Malaysia)

FACTORIES AND MACHINERY ACT1967 (ACT139) に基づく検査です。

FACTORIES AND MACHINERY ACT1967は、1964年にACT164として制定され、1974年にLaws of Malaysia ACT139として改定されたもので、このACTの下には様々なRegulations and Rulesが制定されています。

マレーシアに輸入される全てのスチームボイラー(*1)及び火なし圧力容器(*2)のオーナーまたは輸入者は"Factories and Machinery (Steam Boiler and Unfired Pressure Vessel) Regulations, 1970" に基づき、所定(マレーシア当局から承認を得ている)の検査機関が発行する所定の証明書を、管轄の当局(Chief Inspector)に提出することを求められています。(*3)

ビューローベリタスは、同Regulationで承認された“Inspecting Authority”として、必要な検査を行い、所定の証明書(Fifth Schedule)を発行するサービスをお届けしています。



(*1) スチームボイラー: 密閉容器で大気圧以上の圧力の蒸気を発生させるもの。

これにはエコマイザー(節炭器)、スーパーヒーターも含まれ、これに接続されている、配管・継手も対象となります。

(*2) 火なし圧力容器: ガス(種類は問わず)、混合ガスを大気圧以上の圧力で貯蔵する密閉容器を指す。

また、蒸気ボイラーの外部に接続されている蒸気容器、および液体あるいはガスまたはその両方により加圧されている容器、および当該容器の内部圧力が大気圧に満たない容器も含む。但しガスシリンダーは除く。

(*3) 申請に当たってはまず図面承認(強度計算書、全体図他)が必要です。

図面承認後要求されている実機検査を行い(耐圧試験等)、合格すると所定のThird Party Inspection Agency(TPIA)よりCertificate of Inspection Authority(Fifth Schedule)が発行され、その証明書を当局に提出する必要があります。マレーシア現地に機器がインスレーションされた後、DOSH当局の検査員(Chief Inspector)による所定の検査(耐圧試験等)を受験して頂き合格となると、Certificate of Hydrostatic Test of A Steam Boiler / Unfired Pressure Vessel(Sixth Schedule)がDOSH当局より発行されプラントの使用開始許可を得ることとなります。これら証明書をマレーシア当局に提出する必要があります。



